

簡易宿2棟全焼5人死亡

川崎 19人重軽傷 安否不明も

17日午前2時10分ごろ、川崎市川崎区日進町の木造3階建て簡易宿泊所「吉田屋」から出火。隣接する木造3階建ての簡易宿泊所「よしの」にも燃え移り、2棟の計約1千平方メートルが全焼し、5人が死亡、19人が重軽傷を負った。宿泊客とみられる8人前後と連絡が取れておらず、神奈川県警は安否の確認を進める。

川崎署などによると、死亡が確認されたのは、「吉田屋」にいた市川実さん(48)。宿泊者名簿には「吉田屋」に44人、「よしの」に30人の名前が記載されており、3階から飛び降りて逃げる人も相次いだ。いずれの建物も1〜3階に部屋があったが、川崎市には「2階建て」と届けて

いた。建築基準法や市条例は、3階建て以上の建物を宿泊施設として利用する場合は耐火建築物にすることを義務づけており、市は利用実態を確認する。

市消防局は昨夏、両施設に定期の立ち入り検査を実施。消火器や警報器が備えられ、問題なしと判断された。届け出された規模だ

生活保護の高齢者 長期滞在

現場周辺には、1泊2千円前後で宿泊できる簡易宿泊所が30軒以上密集している。なかでも「吉田屋」は最大規模。1階の調理場には、10円玉を入れて使うカスコンロが置かれていた。

簡易宿泊所はかつて、戦後の高度経済成長を支えた

と、スプリングクローの設置義務はないという。現場はJR川崎駅から南に約900メートルの住宅街で、高層マンションや簡易宿泊所などが混在する地域。消防車などが30台が出動し、約17時間後に鎮火した。「吉田屋」には1〜3階に3畳ほどの部屋がずらりと並び、トイレや風呂は共同だという。

京浜工業地帯の労働者が多く利用していたが、現在は生活保護を受ける高齢者の長期滞在が目立つ。全焼した2棟には90歳前後の人や、働けずに介護が必要な人も泊まっていたという。

これは、川崎市が生活保護の受給に不可欠な「住所」

簡易宿泊所(簡易宿所)

旅館業法では、営業形態別に宿泊施設を「ホテル」「旅館」「簡易宿所」「下宿」に分類し、今回の施設は簡易宿所にあたる。「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする有料施設」と規定。カプセルホテルも該当する。宿泊代が比較的安く、ホテルなどより設備は簡素だ。東京の山谷、大阪のあいりん地区(釜ヶ崎)、横浜の寿町などにも多い。最近は滞在費を切り詰めた外国人観光客の利用も増えている。

を簡易宿泊所に置くことを認めており、住宅扶助の月の上限6万9800円で1カ月の宿泊費がまかなえるためだ。市によると、この2棟では、ほぼ全員に近い計68人が生活保護を受給していた。

この火災で「居住地」を失った宿泊者は、周辺の簡易宿泊所に移った。市は生活保護費の再支給なども検討するという。

5/18 朝日